

MAXON サービス契約について

MAXON サービス契約は、ご契約いただくことで、契約期間中に契約ソフトウェアのバージョンが行われた場合、バージョンアップの回数に関わらず、最新版を追加費用なしで提供するサービスです。

たとえば、CINEMA 4D R11.5 を 2010 年 1 月から 2010 年 12 月のご契約された場合、契約期間中に R12 やモジュールのバージョンアップがリリースされると、アップグレード費用なしでアップグレード版が提供されます。予算管理がしやすく、不意のアップグレードで予算が取れないといったことはありません。

ただし、この MAXON サービス契約は、期間中に新しいバージョンのリリースやバージョンアップの回数を保証するものではありません。その点にご注意ください。

また、契約は、ホストアプリケーションとモジュール / Extention kit の組み合わせになります。XL Bundle / Studio Bundle / 各 Edition も単品モジュール扱いとなり、将来バンドル版に別モジュールが追加されてもそのモジュールは提供されません。

契約できるアプリケーションは、最新版の MAXON 製品に限られます。最新版の CINEMA 4D もしくは BodyPaint 3D にアップグレードされていない方は、先にアップグレードする必要があります。

また、サードパーティ製のプラグインなどがバンドルや別途購入されている場合、サードパーティ製品は契約対象外となりますのでご注意ください。なお、MAXON サービス契

約は、製品の購入から 1 ヶ月以内に発注する必要があります。

MAXON サービス契約で提供内容

契約期間中に以下のサービスが追加費用無しで提供されます。

- ・ アップグレード版の提供
- ・ E メールによるサポート
- ・ メインコンピュータとサブコンピュータの 2 台へのインストール (ただし同時使用はできません)
- ・ チュートリアル提供

よくある質問

Q. 契約期間中に新バージョンが発表されましたが、リリースされたのは契約期間終了後です。この場合、新バージョンは取得できますか？

A. ソフトウェアの提供は、契約期間中に入手できるものに限ります。契約中に発表されても、製品のリリースが契約期間後の場合は、提供されません。

Q. 契約期間中にモジュールを購入しました。モジュールの扱いはどうなりますか。

A. モジュールについても契約を希望される場合は、モジュール単体で別途契約していただく必要があります。お支払い方法は、月割り計算により本体のソフトの契約期間と合わせる事が可能です。

Q. 自社の決算に合わせて、契約期間を変えることはできますか？

A. 対応可能ですので、弊社営業スタッフまでご相談ください。

Q. 契約終了後、契約の更新は行えますか？

A. はい、契約の更新は行えます。ただし契約金額については改めて見積りが必要です。

Q. 契約期間中にバージョンアップは、必ず行われますか？

A. この契約はバージョンアップのリリースを保証するものではありません。

Q. 新バージョンの価格が値上げされた場合、追加料金は発生しますか？

A. 契約期間中の追加料金は発生しません。ただし、契約満了後再契約を結ぶ際は、契約料の見直しが行われます。

Q. 複数年契約を行うと割引などはありますか？

A. 複数年契約による割引はありません。なお、1 回の最大契約年数は 4 年間になります。

Q. モジュールも契約の必要はありますか？

A. モジュールも契約していただく必要があります。

Q. Studio Bundle を持っています。将来 Studio Bundle に新しいモジュールが追加されたら、それも無償で提供されますか？

A. MAXON サービス契約は、モジュール類は単品扱いなので、新しいモジュールは提供されません。

取引条件

第 1 条 定義

本契約中に別途定義された用語に加え、以下の用語は、本契約上それぞれ以下のとおり定義される。「契約 / 契約書」

手元にあるこの契約書であって、本契約に含まれたソフトウェア・サービス業務およびその他すべての要素に関するサービスの提供について定めたもの。

「認証ユーザー」

顧客が MAXON に登録した許諾ソフトウェアの認証ユーザー。

「ドキュメント」

MAXON サービス契約に関連するすべての仕様書、マニュアル、ドキュメンテーション、グラフィック、その他のメディア (CD、DVD など) も含むがこれに限らない。

「顧客コンピュータ・システム」

顧客のネットワーク上に存在するシステムのすべて (すべての周辺装置およびそれらのシステムにインストールされたソフトウェアを含む)。ただし、MAXON が提供するサービスが MAXON の認定ソフトウェアおよび / またはハードウェアと相互に作用するものに限る。

「システム」

顧客によってインストールされたソフトウェア・システムであって、ほかのコンピュータ・プログラムから独立して動作するもの。

「仕様書」

MAXON により修正が可能で、かつ許諾プログラムの機能性と内容、およびそれらのプログラムサービスに関連する仕様書。

「サービス範囲」

顧客が本契約の範囲内で受けることのできるすべてのサービス。

第 2 条 支払い

顧客は、本契約の第 3 項 (契約原則) に規定された条件に従い提供されるサービスについて、TMS Corp. またはその譲受人に対して一定の料金を支払うことに同意する。

第 3 条 代理人の協力義務

- 顧客は、万一問題が発生した場合の TMS Corp. への連絡役として、本契約の第 2 項 (契約原則) の規定に従い認証ユーザーを指名することに同意する。顧客は、認証ユーザーの名簿に何らかの変更が生じたときは、TMS Corp. に直ちに通知する。
- 顧客は、本契約に基づいて提供されるサービスについて、いかなる形であっても第三者にその利用を認めてはならず、またその利益を受けさせてはならない。
- 関連事項として、極めて重要なことであるが、MAXON が許可しないプラグインまたはその他の追加プログラムが使用されると、顧客のコンピュータ・システムに被害が発生する恐れがある。

第 4 条 サービスの保持

ここに規定するサービスは、本契約第 2 条に従い支払いがされない場合、解除される。未払分のすべての支払いが MAXON にされた場合、サービスは再開される。

第 5 条 プライバシー

MAXON / TMS Corp. が万一、本 MAXON サービス契約の範囲内で顧客に代わって個人情報を処理する場合、その処理は技術仕様書の範囲内で、かつドイツ連邦データ保護法 (BDSG) 及び日本の個人情報の保護に関する法律に基づいて行う。

第 6 条 秘密保持

顧客は、許諾プログラムおよび契約当事者間で交換される許諾プログラムに関するすべてのドキュメントおよび情報を秘密に保持する義務を負う。顧客はさらに、それらの許諾プログラムを本契約の範囲内の目的でのみ使用し、独自の商業目的には使用しない義務を負う。

顧客はまた、第三者と業務を遂行するときは秘密の保持を確保することに同意する。

秘密保持義務は、以下の情報には適用されない。すなわち、顧客に開示される前に公知となった情報；不明な経路、すなわち顧客以外の経路を通じて公知となった情報；開示前に顧客の占有下であったことが検証可能で、かつ合法的に情報又はドキュメントを所有する第三者から秘密保持義務なしに顧客に提供もしくは提示された情報。顧客は、以上の規定を自己のスタッフにも同じように遵守させる義務を負う。

秘密保持義務は、本契約の満了日からさらに 2 年間有効に存続する。

第 7 条 著作権

本契約の範囲内で引き渡されるソフトウェア製品 (アップグレード版、アップデート版などを含む) および著作権で保護されたその他の製品について、MAXON は、利用可能なサービスの基本的かつ非独占的な使用権を、一定期間顧客に許諾する。MAXON は、配布、実物宣伝、プレゼンテーション、公表、および複製に関するすべての権利を留保する。

顧客は、許諾プログラムを 2 台のコンピュータで同時に使用しない限り、メインで使用する 1 台目と、サブマシンとなる 2 台目のコンピュータへの許諾プログラムのインストールを、1 人のエンドユーザーに対して使用する権利を有する。ソフトウェアを別のワークスセッションに移動する場合は、それまで使用していたワークスセッションからソフトウェア全体を完全に移動しなければならない。2 台超のコンピュータに同時に保存または使用することは禁止する。

ただし、MAXON Key LicenseServer を使用する場合、許諾プログラムのインストールできるコンピュータの台数は制限されない。顧客はソフトウェアを本契約に規定された数のワークスセッションで使用することができる。その数が万一、本契約で合意された数を上回った場合、MAXON / TMS Corp. は本契約を直ちに解除できるものとし、加えて、MAXON は、現在の法律に基づき、その影響を受けずに損害賠償請求をすることができるとする。

供給された製品を顧客が複製することは、その製品が本契約に基づく明示的な使用目的に限定して使用される場合にかぎって許可される。ソースコードの逆変換または逆コンパイルは、§69e UrhG (ドイツ著作権法) に基づいて行われる場合のほかは、これを禁止する。識別用 MAXON / ラベルまたはマーカを削除することは禁止する。

第 8 条 責任

MAXON / TMS Corp. の責任は、賢明な事業者としての注意を払ってサービスを遂行することに限定される。MAXON / TMS Corp. の責任は、経済的なまたは全般的な成功または収益には及ばない。MAXON とその譲受人は、自己側の契約違反または非契約上の義務違反、特に本契約の締結に関する義務の違反または不法行為が発生した場合、それらの違反が故意または重大な過失によるときは全面的な責任を負う。以上の規定は、明示的に保証した特性が提供されない場合、または故意に瑕疵が隠蔽された場合にも適用される。

MAXON / TMS Corp. およびその譲受人が万一、過失により本契約の重大な義務にわずかに違反した場合にかぎり、MAXON / TMS Corp. の損害賠償責任は、最大でも第 3 項 (契約原則) に規定されたソフトウェア・サービス全体の費用に相当する金額に限定されるものとする。さらに、それ以上の責任、特に結果的損害または損失に対する責任は、その責任が法律上のどのような原因で発生するかを問わず、排除されるものとする。

データの消失については、その原因が MAXON 側の故意または重大な過失による場合のほか、MAXON / TMS Corp. およびその譲受人はデータを回復する義務を負わない。

第 9 条 契約期間および契約終了

本契約は契約開始日に発効し、本契約の契約原則第 4 項に従って効力を維持し、終了する。本契約と本取引条件は、本契約の契約原則第 4 項に規定された終了期日より少なくとも 3 ヶ月前に解除されない限り、自動的に 12 ヶ月間延長される。

但し、正当な理由による契約解除の権利は影響を受けない。MAXON / TMS への通知は解除の通知を含めて、書面で行わなければならない。

第 10 条 最終規定

1. MAXON は、本契約に規定された権利および義務を、全部一部を問わず、§§ 5, 10 ff AktG (株式会社法) に従い自己の関連会社に対して譲渡することができる。あるいは本契約に基づく義務を第三者に委託することができる。

2. 本契約に関する条件は存在しない。本契約に対する変更、修正、または条件は書面で作成しなければならない。書面化の要件を放棄することに対しては、本項の規定が適用されるものとする。

3. 本契約に含まれた一つまたは複数の規定が何らかの理由により、いずれかの点に関して無効、違法、または強制不能と判断された場合、その無効、違法、または強制不能は本契約のほかの規定に影響を与えないものとする。無効または強制不能な規定は、本契約当事者の経済的意図にできる限り対応する有効かつ強制可能な規定に代替されるものとする。以上の規定は、本契約における矛盾・欠缺に対しても適用されるものとする。

4. ドイツのフランクフルト・アム・マインの裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。本契約はドイツ連邦共和国の法律を唯一の準拠法とし、国連売買取引法 (U.N. Purchase Law) は排除する。